

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所又は所在地 島根県出雲市白枝町927番地1

氏 名 有限会社 金村商店 代表取締役 金村 英俊
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

出雲市長 飯塚 俊之



許可年月日 令和7年(2025) 4月 1日

許可の有効期限 令和9年(2027) 3月31日

1 事業の範囲 市内一般廃棄物収集運搬業
(積替え、保管を含まない。)

2 許可条件 裏面特記事項を遵守すること

3 許可の更新、変更の状況

・平成19年4月 1日 更新許可

⋮ 以降2年毎に更新許可

・平成29年3月28日 更新許可

・平成31年1月28日 代表取締役変更による書換交付

・平成31年4月 1日 更新許可

・令和 3年4月 1日 更新許可

・令和 5年4月 1日 更新許可

・令和 7年4月 1日 更新許可

[教示]

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。